

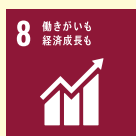
四日市市 ごみ処理 基本計画

【概要版】

～みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」～

1 ごみ処理基本計画について

- ◆ごみ処理基本計画は、本市のごみ処理における最上位計画です。四日市市総合計画や四日市市環境計画等との整合・調和を図りながら、持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けて～みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」～の実現に向けて施策を実施していきます。
- ◆全計画期間は、2021（R3）年度～2030（R12）年度までの10年間とし、本計画は、中間目標年度において見直すものとします。



働きがいも経済成長も
資源循環の推進、経済成長と環境改善の分断



つくる責任 つかう責任
ごみ減量化・リサイクルの推進等（3Rの取組）による持続可能な消費の推進、食品ロスの削減



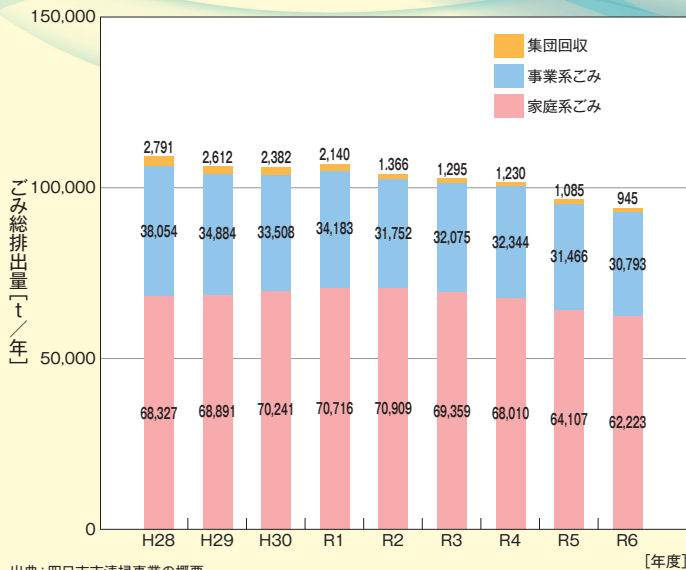
令和3年3月策定 令和8年3月見直し

四日市市

四日市市マスコットキャラクター
こにゅうどうくん

2 ごみ処理の現状と課題

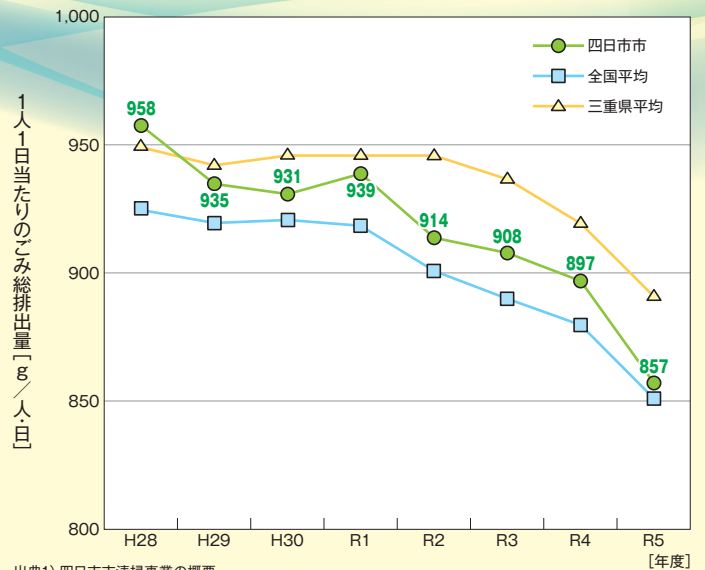
ごみ総排出量



出典：四日市市清掃事業の概要
注)集団回収にはエコステーション分を含む

ごみ総排出量は緩やかな減少傾向にあります。全国的にも同様な傾向がありますが、国や三重県の削減目標を踏まえ、一層の減量が必要です。

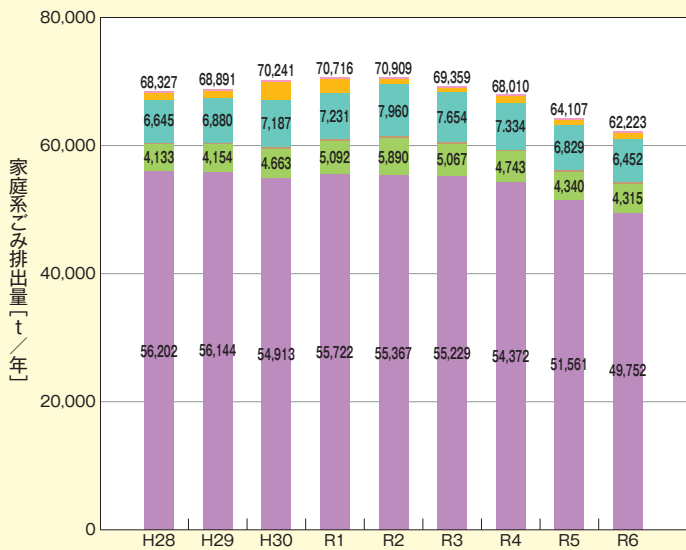
1人1日当たりごみ総排出量



出典1) 四日市市清掃事業の概要
出典2) 全国及び三重県：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

三重県平均より少なく、
全国平均と同程度です。

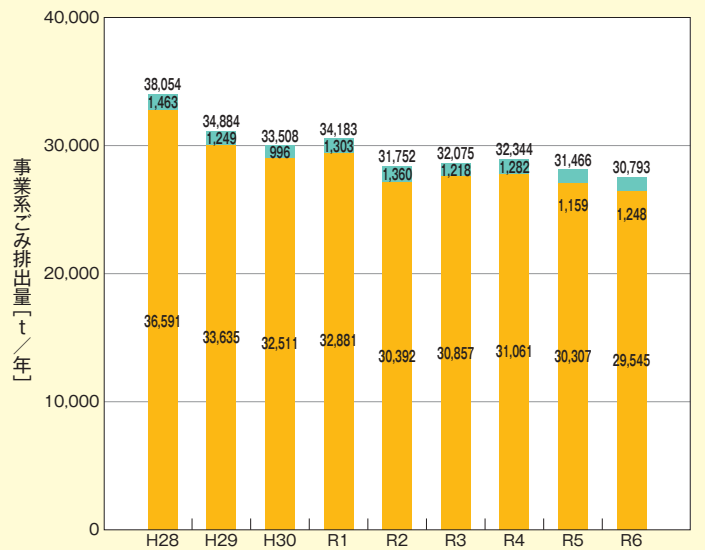
家庭系ごみ排出量



出典) 四日市市清掃事業の概要
●可燃ごみ ●破碎ごみ ●粗大ごみ ●資源物 ●町内清掃ごみ等 ●その他

新型コロナウイルスの影響で
令和1,2年度に増加以降、減少傾向にあります。

事業系ごみ排出量



出典) 四日市市清掃事業の概要
●可燃ごみ ●破碎ごみ等

公共事業により発生した刈草、
剪定枝のリサイクル等により、減少傾向にあります。

- ごみの量は減少傾向にあるものの、国や三重県の削減目標を踏まえて、より一層の減量化が必要です。
- ごみの減量化に向けては、行政だけではなく、ごみを排出する市民・事業者の皆さまの主体的な取り組みが必要不可欠です。

3 ごみ処理の基本理念など

(1) 基本理念

みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」

(2) 基本方針

基本方針① ごみの発生抑制の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった各段階で、ごみの発生抑制の取り組みを促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り削減します。

基本方針② 適正な資源化の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いに協力して、環境負荷にも配慮しつつ、適正な分別によるごみの減量、資源化を推進します。

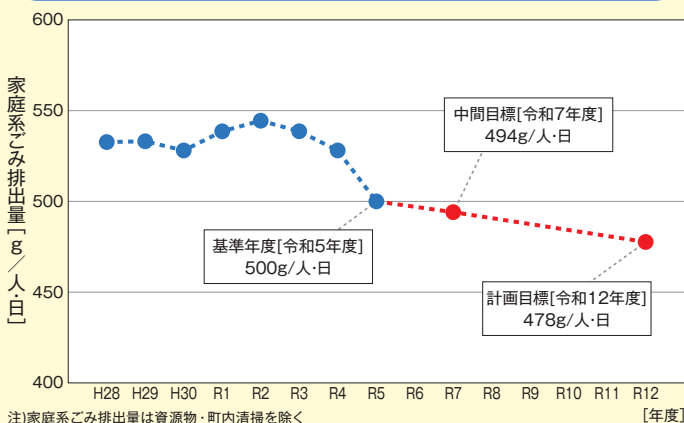
基本方針③ 適正な処理・処分の維持

資源化を含めた適正な処理・処分が行える体制を維持します。処理・処分体制については、安心して安全な処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、適正な整備を行います。

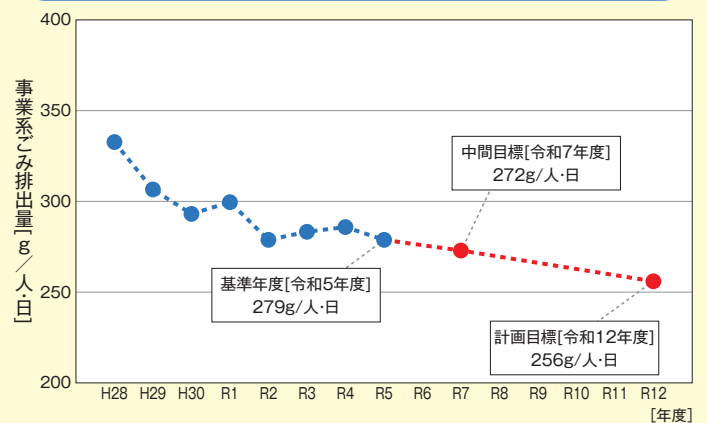
(3) 目標

国及び三重県の目標値を踏まえつつ、実現可能な範囲で循環型社会形成推進のための数値目標を設定します。

家庭系ごみ排出量



事業系ごみ排出量



食品ロス削減目標

目標項目	基準 (2023 (R5) 年度)	目標 (2030 (R12) 年度)
食品ロス発生量	家庭系 6,239t (55g/人・日)	家庭系5,740t (52g/人・日) (8.0%減)
	事業系 3,144t (28g/人・日)	事業系2,955t (27g/人・日) (6.0%減)
	計9,383t (83g/人・日)	計8,695t (79g/人・日) (7.3%減)

(4) 基本施策等

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針の下に9つの基本施策及び32の実施策を設定し、目標達成に向けた取り組みを進めます。

色付きは重点施策

基本理念	基本方針	基本施策	実施施策	新しい位置付け	
みんなで創る『住み続けられるまち・四日市』	基本方針1 【ごみの発生抑制の推進】	基本施策1-1 発生抑制の推進	① 容器包装削減の推進	継続	
			② 使い捨て製品の使用削減の推進	継続	
			③ 食品ロス削減の推進	拡充	
			④ 生ごみの水切りの励行	継続	
		基本施策1-2 再使用の推進	⑤ 再生品使用の推進	継続	
			⑥ リサイクルショップやバザー等の活用	継続	
			基本施策1-3 普及啓発活動の推進	⑦ 次世代を担うこどもたちへの啓発の推進	継続
		⑧ 事業系ごみの適正処理の徹底		拡充	
		⑨ 排出事業者の啓発		継続	
		基本方針2 【適正な資源化の推進】	基本施策2-1 分別の徹底	⑩ 資源物持ち去り対策の推進	継続
	⑪ 分別啓発の推進			継続	
	⑫ 外国人市民への対応			継続	
	⑬ 資源集団回収活動の支援・活性化			継続	
	⑭ エコステーションの支援・拡充			継続	
	基本施策2-2 資源循環利用の推進		⑮ ごみ集積場の円滑な運営	継続	
			⑯ 家庭系生ごみの資源化推進	継続	
			⑰ 紙類の資源化推進	拡充	
			⑱ 中間処理施設での資源化・熱エネルギー回収の推進	継続	
			基本施策2-3 新たな資源化の推進	⑲ 民間事業者等と連携したごみの減量化・資源化の推進	拡充
	⑳ 剪定枝・刈草等の資源化の推進	継続			
	㉑ 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進	継続			
	基本方針3 【適正な処理・処分の維持】	基本施策3-1 収集・運搬体制の整備推進		㉒ 効果的・効率的な収集・運搬体制の構築	継続
				㉓ 高齢化社会への対応	継続
			㉔ ごみ集積場の円滑な運営(再掲)	継続	
		基本施策3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進	㉕ 清掃施設の整備	継続	
			㉖ 清掃施設の維持管理	継続	
	基本施策3-3 適正処理の推進	㉗ 最終処分場の維持管理	継続		
		㉘ 海洋プラスチックごみ対策の推進	継続		
		㉙ 災害廃棄物への対応	拡充		
		㉚ 不法投棄の未然防止、監視体制の強化	継続		
		㉛ 適正処理困難物への対応	継続		
	㉜ きれいなまちづくりの推進	継続			

重点施策

【基本施策 1-1】 発生抑制の推進

③ 食品ロス削減の推進

市民一人ひとりの意識・行動改革に向けて、引き続き映像やチラシなどの啓発媒体を作成し、様々な機会を捉えた啓発の場で使用できる教育素材の開発・提供を行うとともに、外食産業・小売店などとの連携による食べきり・使い切りを推進する「よっかいち食べきり推進店事業」等を実施することで、食品ロスの削減に取り組めます。

食品ロス削減の啓発の様子



【基本施策 1-3】 普及啓発活動の推進

⑦ 次世代を担う子どもたちへの啓発の推進

3R活動への意識を高めるため、市民・事業者・行政の連携による環境学習講座を実施します。社会見学で四日市市クリーンセンターを訪れる小学生への啓発、ごみ収集車を用いた学校への出前講座に加えて、教育委員会等とも連携しながら、学校での環境教育を支援します。

小学校へのお出前講座の様子



⑧ 事業系ごみの適正処理の徹底

事業者向けにごみ減量啓発パンフレットを発行するなど、きめ細かい指導・啓発を行い、事業系ごみの減量を推進します。事業系一般廃棄物の展開検査を行い、不適切なごみの持ち込みの抑制及び不適切なごみを出した排出者の指導を行います。

事業者に配布している「事業系一般廃棄物の適正処理のルール」



⑩ 資源物持ち去り対策の推進

市民アンケート調査でも、資源物持ち去り行為が確認されています。資源物持ち去りの実態を把握し、警察・警備会社等と連携したパトロールの強化を図り、悪質な行為者の告発を行います。また、早朝から持ち去り行為が行われていることから、排出時間の徹底も進めるとともに、資源化業者に対しても、集積場から持ち去られた資源物の買い取りは行わないよう指導します。

資源物持ち去り行為のイメージ



【基本施策 2-1】 分別の徹底

⑪ 分別啓発の推進

ごみ組成分析調査を定期的を実施し、分別状況を把握するとともに、その結果を市民に対しても周知することにより、意識啓発を行います。

特に紙類は、市民アンケート調査でも排出の多様化が確認されており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。そこで、市による収集以外の排出方法と連携し、市民の排出方法の多様化を図ることにより、可燃ごみへの混入回避を図ります。紙類は多様な種類が存在しているため、資源物として活用できる紙類を広報誌等で周知に努めます。

リチウムイオン電池やスプレー缶、ライターなど、火災の原因となる可能性があるものについては、適切に分別し、資源物として排出するよう周知に努めます。



収集した可燃ごみの中に、紙類が混入している様子

⑫ 外国人市民への対応

ごみガイドブックやごみ収集日程表、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の利用促進を図るとともに、ごみ出し3原則（決められた日に、決められたものを、決められた集積場へ）のルールについても周知に努めます。



8か国語に対応した啓発動画の配信画面

⑬ 資源集団回収活動の支援・活性化

集団回収の担い手の減少に加え、紙類などの排出量が減少している現状を踏まえて、資源物を自主回収する団体の活動を支援します。また、実施団体を新規開拓するため、こども会や自治会に向けて制度の周知を図ります。



資源集団回収で収集している資源物のイメージ

⑭ エコステーションの支援・拡充

紙類などの市況が低迷している現状を踏まえて、エコステーションの活動を支援するとともに、設置要件などを見直すことで拡充を図ります。



エコステーションでの資源物回収の様子

【基本施策 2-2】 資源循環利用の推進

⑰ 紙類の資源化推進

紙類の適正な分別を啓発するとともに、資源化推進に向けて、行政回収に加えて民間事業者が設置する回収拠点や、小売店などの店頭回収の利用について周知・広報を行います。

また、展開検査で事業系一般廃棄物に紙類の混入が見られるため、事業者に対して古紙回収事業者のリスト等を配布し、紙類の資源化推進を図ります。

さらに、雑紙については、現在の「ひもで縛って出す」ルールに加えて、市民が出しやすくなるよう、「紙袋にまとめて入れる」という出し方の追加を検討します。ルールの変更にあたっては、他自治体の事例を参考とし、市民への周知・啓発のため、「雑紙回収袋」の配布を検討します。



【基本施策 2-3】 新たな資源化の推進

⑱ 民間事業者等と連携した ごみの減量化・資源化の推進

民間事業者と連携し、フードドライブの実施や、食品トレイ等の資源化を促進します。スーパーマーケット等の小売店等と連携し、市民から排出される紙類の資源化や食品ロス削減の啓発をします。リユースの取組も先進自治体の事例を参考に検討します。



使用済みコンタクトレンズケースの回収

【基本施策 3-1】 収集・運搬体制の整備推進

⑳ 効果的・効率的な収集・運搬体制の構築

安定した市民サービスを維持するため、効果的・効率的なごみの収集・運搬体制を維持・構築します。現在、南北2箇所に配置されている清掃事業所については、いずれも建物の老朽化が進んでいます。事業所の建て替えについては、今後の統合を見据えて検討します。また、DX・AIを活用した収集体制の最適化についてシステムの導入を検討します。

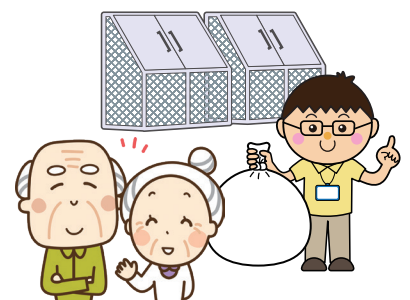
四日市市のごみ収集車（側面のイラストデザインを公募）



㉑ 高齢化社会への対応

現在、実施している福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムの定着・拡充を図るとともに、引き続き福祉部局と連携し、ごみ出しが困難な方や支援者のニーズの把握に努め、資源物等についてもシステムの拡充を図る中で検討します。

また、片付けごみについては、四日市市クリーンセンターへの直接搬入が土曜日、祝祭日も可能であることの周知や、ごみの出し方についての講座を開催するなど、平時から取り組みやすくなるよう情報提供し周知・啓発を図ります。



福祉サービスの担い手と連携したごみ収集のイメージ

【基本施策 3-2】 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進

25 清掃施設の整備

北部清掃工場の解体を行うとともに、跡地に資源物等保管施設の整備を進めます。また、南部埋立処分場の既埋立区画の最終覆土整備を行うとともに老朽化が進む浸出水処理施設の整備手法を検討します。



四日市市クリーンセンター



【基本施策 3-3】 適正処理の推進

28 海洋プラスチックごみ対策の推進

地域団体などが実施している海岸清掃活動と協働し、海岸清掃を通じて市民に海洋プラスチック問題について啓発を行うとともに、河川等から海洋に流出するプラスチックを減らすため、河川沿いのごみ集積場をネットタイプからボックスタイプのものに改修していきます。

2024（R6）年3月に策定された伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画を踏まえ、三重県などとも役割分担しながら、不法投棄パトロールエリアの重点ポイントに河川、水路周辺を加えるなど、海洋へのプラスチックごみの流入の防止に努めます。

また、地域や市民団体と協働し、2021（R3）年度から吉崎海岸において実施している「よっかいち海ごみゼロ大作戦！」を継続して実施し、プラスチックごみによる海洋汚染を防ぐことについての啓発を行います。



よっかいち海ごみゼロ大作戦

29 災害廃棄物への対応

被災時に発生する災害廃棄物に迅速に対応するため、片付けごみの出し方や消毒方法などを記載したパンフレットを用いて市民に啓発するとともに、各地の事例を踏まえて内容も見直します。また、初動時の対応力を上げるため塵芥収集車の一部をプレス機能付きの車両を継続して保有するとともに、重機等について災害時に利用可能なものとしします。

また、2024（R6）年度に初めて実施した災害時のし尿処理に対応するための訓練などを通じて、災害時の対応力向上に努めるとともに市民を対象とした訓練の実施を検討します。



災害時のし尿処理訓練の様子



四日市市ごみ処理基本計画

令和3年3月策定 令和8年3月見直し

四日市市環境部生活環境課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号
TEL:059-354-8192 FAX:059-354-4412
E-mail: seikatsukankyou@city.yokkaichi.mie.jp